

## 第6回 校長会議あいさつ

R7.8.27 稲垣

夏日は一向に衰える気配を見せませんが、間もなく二学期が始まります。全ての児童生徒が、元気に笑顔で登校できるように、きめ細かな配慮をお願いします。一昨日に市教委が開催した授業づくり研修会では、自由参加にもかかわらず、市内全校から180人余の教員が参集してくれました。この教員の向上心こそが、これからの学校教育発展の命綱ではないかと思っています。

愛知県都市教育長会で、県内の多くの市町村において、いじめの重大事態への対応に苦慮していると聞きました。そこで、この状況に至った経緯と課題について概略をまとめてみました。

平成25年にいじめの定義が改められ、生徒指導の諸課題調査では、どんな些細ないじめも見逃さないという方針のもと、徹底した被害者側視点となり、いじめられたという訴えがありさえすれば、是非を問わずいじめにカウントすることになりました。この強引な文脈は、学校現場を困惑させました。この論理に当てはめると、喧嘩をして泣かされた子どもも、いじめられたと言い出せば、被害者になります。みんなで決めたクラスのルールを破った子どもが、帰りの会で友だちに注意されて、それをいじめと言い出してもいじめになります。実際の学校現場では、これまで通り子どもたちの気持ちに寄り添いながら、健全な人間関係や正常な相互評価を育てるべく指導に腐心していますが、この被害者救済を最優先するあまり、子ども社会の現実と乖離してしまった通知は、その後のいじめ問題への対応を大きく歪めてしまう起点となってしまいました。

そして平成29年に出された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」では、いじめによって不登校になった疑いがある場合は重大事態として扱うことになりました。たとえいじめと不登校との因果関係が確認できないとしても、被害者あるいはその保護者の訴えがあれば、重大事態として扱うように示されています。重大事態と認定された場合、弁護士を含めた調査委員会が設置され、いじめの実態が明らかにされるとともに、加害者の出校停止や別室指導等も含めた適切な措置等について報告されます。さらに、被害者あるいは、その保護者が、調査委員会の報告を不服とした場合、首長部局へ所見書を提出できます。首長部局では、所見書も勘案して再調査が検討されることになります。

いじめに関する報道では、被害者保護者の主張が後押しされ、学校や教育委員会の不備を批判する記事が目立ちますが、3月26日の新聞に掲載された、文科省のいじめに関する調査についての大学教

授(学校教育学)のコメントには、教員と子どものいじめの認識数の差について、こんな一節がありました。「教員がいじめではないと判断したことで、子どもがいじめと感じていることは少なくない。…そういった教員の認識の甘さ…(後略)」。教員たちが、実際の生活指導の場において、いじめだと訴えた子どもの内心を探って指導していることには思い至らないのでしょうか。このような調査結果の表層だけを捉えた見解が、時に専門家の意見として罷り通ってしまいます。この事案に限らず、いじめが社会問題として取り上げられて以降、集団生活の中での子どもの心の成長や、子ども集団の自浄作用が、枠外に置かれて論じられているように思われます。

深刻ないじめに対するセーフティネット機能が不可欠であることは言うまでもありませんが、私たち大人が、子どもたちの内心をくまなく捉え、子ども社会を完全にコントロールできると考えることには、無理があります。また、保護者が我が子のいじめの問題にかかわる中で、いつのまにか保護者間の問題として深刻化しているケースも見受けられます。大人たちは子どもを信じて見守り、子どもたちに人間関係の調整を促す姿勢が大切です。とりわけ学校では、いじめは、本来、道徳教育や学級指導をもって改善すべき問題であることに、常に立ち返って指導を進めるべきと考えます。